

多摩市立複合文化施設等指定管理者
候補者選定委員会
審査結果報告書

令和2年9月28日

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会

審査結果の報告にあたって

本選定委員会は、令和3年12月14日から指定期間を開始する多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場の指定管理者の選定にあたり設置され、令和2年8月27日の第1回委員会および令和2年9月16日の第2回委員会の2回にわたって審査を行いました。その結果をとりまとめましたので、ここに報告いたします。

本選定委員会の7名の委員は、「多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会設置要綱」第1条に規定する「多摩市立複合文化施設等の指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行う」という目的を果たすべく、一致協力しながら、公平かつ公正な審査を心がけました。

この審査結果が、今後、多摩市にて進められる指定管理者候補者の決定、協定書の締結等の手続きにおいて、十分に活かされることを期待します。

令和2年9月29日

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会
委員長 浜田 弘明

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会

審査結果報告書

目 次

1	審議経過について	1
2	審査結果について	1
	(1) 「多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場」の 審査結果について	1
3	多摩市立複合文化施設・多摩市立多摩中央公園内駐車場 選定委員会 評価・意見一覧	2
	(1) 総括	2
	(2) 委員別評価結果	3
	(3) 評価項目ごとの意見	4

【添付資料】

- 資料 1 多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会設置要綱
- 資料 2 多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者の審査手順

1 審議経過について

回数	日時・場所	主な審議内容
第1回	令和2年8月27日(木) 午後6時～午後7時15分 本庁舎4階 401会議室	(1) 本選定委員会の趣旨および全体概要について (2) 委員長、副委員長の選任 (3) 指定管理者制度の概要説明および制度導入の目的説明 (4) 多摩市立複合文化施設・多摩中央公園内駐車場の施設概要について
第2回	令和2年9月16日(水) 午後5時50分 ～午後8時40分 本庁舎3階 301会議室	(1) 公募によらない選定に係る意見聴取(特命団体ヒアリング) ・多摩市立複合文化施設・多摩中央公園内駐車場(パルテノン多摩共同事業体) (2) 評価基準に基づく意見記入 (3) 意見交換 (4) 意見修正および意見提出

2 審査結果について

多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場の指定管理者については、多摩市において公募によらない選定とすることが決定されています。このことを前提として本選定委員会では、指定管理者候補者の選定審査にあたって、資料2「多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者の審査手順」に沿って、審査を実施しました。

(1) 「多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場」の審査結果について

ア 審査の実施について

第1回選定委員会(令和2年8月27日)終了後、下記の特命団体から提出された申請書類に基づき仮審査を各委員において個別に実施しました。その後、第2回選定委員会(令和2年9月16日)において、申請書類に基づくプレゼンテーションによる説明(15分)を受けた後、団体へのヒアリング(20分)を実施しました。ヒアリングを受け、各委員が仮審査内容の修正(10分)を行い、その後、全員の審査内容を共有した上で意見交換(40分程度)を実施しました。意見交換を踏まえ、再度、審査を実施しました。

審査は、団体が提案した事業計画の内容が、市が示した管理基準を満たしているかについて、評価基準の項目毎に、3段階で各委員が評価を行なった上で、「評価できる点」や「改善すべき点」等の意見を記述する方式で実施しました。

【対象施設及び特命団体】

	施設名	特命団体
1	多摩市立複合文化施設（パルテノン多摩）	パルテノン多摩共同事業体
2	多摩市立多摩中央公園内駐車場	

イ 審査結果について

第2回選定委員会のヒアリングおよび意見交換を踏まえて各委員から出された審査結果を審議結果報告書（案）として集約を行い、電子メール等により各委員による内容確認を行った上で、選定委員会の評価結果ならびに意見とする審議結果報告書としてとりまとめました。

本報告書の内容については、市と団体が協議のうえ締結する協定書を策定する際に、十分参考にされることを求めます。

3 多摩市立複合文化施設・多摩市立多摩中央公園内駐車場 選定委員会 評価・意見一覧

（1）総括

審査の結果、本選定委員会としては、「基本的な管理基準を満たしている」と評価しました。一方で、下記の通り、見直しを望む項目がありますので、今回の提案をベースに、より良い取り組みに向けた検討がなされることを期待します。

- ◆今回の候補者選定における特命選定の条件としていた「多摩市文化振興財団と民間企業との共同事業体による運営」という角度から見ると、従来の多摩市文化振興財団による単独での運営との違いとして、経営、施設運営、事業、組織体制のいずれの面においても、十分な表現がされていませんでした。共同事業体としての独創性や強みが活かされた運営の実現に向けて改善されることを期待します。
- ◆市民協働や施設管理に関する取組については、具体的提案や将来を見据えた内容が評価できました。一方で、稼働率向上を含む収益向上や経費削減等の方策に係る具体的な提案については十分とはいえませんでした。また、新しい取組の提案があったものの、革新的な提案とまではいえないことから、「管理基準以上の取り組み」とするまでの評価には至りませんでした。今後の協定締結に向けて収益向上や経費削減等の具体策のさらなる検討を重ねていくことで、期待を超える指定管理者となっていただくことを望みます。
- ◆将来に向けた指標について、目標数値の根拠や、達成に向けた具体的施策の提示が明確でない又は不十分でした。人口減少、少子高齢化など、今後の厳しい社会状況を見据えつつ、具体的な施策の積み上げの整理と、根拠の明確化を図ることで、より現実味が感じられる目標設定につながれると、より良い提案となると考えます。

再開館後のパルテノン多摩の指定管理者として、パルテノン多摩共同事業体の取り組みに期待しています。

(2) 委員別評価結果

以下の評価基準に基づいた委員別評価について示します。

1. 評価基準

団体が提案した事業計画の内容が、市が示した管理基準を満たしているか以下の3段階により判断した。

- ① 管理基準以上の取り組みである
- ② 管理基準を満たしている
- ③ 改善や見直しが必要である

No	評価項目	総合評価	各委員評価						
			A	B	C	D	E	F	G
1	サービス向上	②	②	③	②	②	②	②	②
2	利用者の公平な利用の確保	②	②	②	②	②	②	②	②
3	経営の規模及び能力	②	②	②	②	②	②	②	③
4	経費について	②	①	③	②	②	③	②	②
5	その他 (市民協働、新しい生活様式への対応等)	②	②	③	①	②	②	②	②

(凡例：①管理基準以上の取り組みである ②管理基準を満たしている ③改善や見直しが必要である)

(3) 評価項目ごとの意見

団体が提案した内容について評価を行った際、評価すべきと思われる点と改善すべきと思われる点について、選定委員会としての意見を以下の通り、とりまとめました。

ア 事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮し、サービスの向上が図られるものであるか（手続条例第4条第1号）

評価内容	選定委員会の意見
<p>①施設の設置目的や業務内容を的確に理解し、公の施設を運営するに相応しい基本方針になっているか。</p> <p>②提案の内容は、独自の創意工夫があり、かつ現実的なものである上で、利用者の増加、稼働率、サービスの質の向上が期待できる具体的な提案が諸室ごとに出されているか。</p>	<p>○多摩市の将来像をどう見据えるか、その青写真をもとに考えられた全体の運営計画は評価できる。</p> <p>○利用者の増加、稼働率向上に関する具体的な対応策が見当たらない、または説得性に欠ける。検討頂きたい。</p> <p>○目標数値で、入場料収入が平成 29 年度より倍近い数値。また未利用者層の利用拡大の数値は3倍強。少子高齢化時代でこの数値が出てくる根拠がわからない。再検討をすべきである。</p> <p>○パルテノン多摩にしかないもの、ここでしかできないこと、をもっと探求する姿勢を見せてほしい。そこにこそ、利用者の想像以上のサービスを生む可能性、収益性が生じるのではないか。</p> <p>○どう事業を組み立て市民の参画が広がっていくのか、「多摩らしさ」を反映させるべき。</p>

イ 事業計画書等の内容が、利用者の公平な利用の確保をすることができるものであるか。（手続条例第4条第1号）

評価内容	選定委員会の意見
<p>①利用者の意見、要望等を集め、運営に反映させる工夫がなされ、事業対象者、事業の内容に偏りはないか。</p> <p>②社会的弱者への配慮がなされているか。</p> <p>③施設使用料等の収納（指定管理者の事業利用分も含む）について、適正に行われ、利用者の公平公正を損なわない運営体制が整っているか。</p>	<p>○ニーズ把握について記載があるが、未利用者分析の方策が少ない。未利用者分析に重きを置くことで、文化芸術に興味のない未利用者をリピーターにしていくことも重要であり、利用者を増やしていくことに繋げて頂きたい。</p> <p>○若者の利用促進やPRについて具体的な提案が確認できなかった。</p> <p>○IT活用は広報だけでなく、事業でも活用の提案がほしかった。また、事業でのIT活用について、構成団体である民間企業のノウハウの活用を取り入れて頂きたい。</p> <p>○「公平な利用」が見えてこないが、社会的弱者への配慮としてアウトリーチ事業は良い点である。</p> <p>○高齢者や身障者への配慮があるが、国際的配慮もされたい。</p> <p>○「ストーリー性のない広報活動」であったことを反省した上で、SNSの特性を活かした発信と利用者の拡大策に期待したい。</p> <p>○パソコンやスマートフォンを持っていない等、インターネット環境へアクセスができない人へも配慮してほしい。</p>

ウ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みがあるか。（手続条例第4条第2号）

評価内容	選定委員会の意見
<p>①施設の維持及びサービスを提供するための職員体制、職員研修を実施し、指定した資格や経験を持った人材が確保され、適材適所に配置されているか。</p> <p>②事故、緊急時の安全対策が適切で具体的な対応が考えられているか。</p> <p>③財務状況は、良好かつ不足の事態に耐えられる資金の</p>	<p>○共同体であるため、それぞれの部門に専門性の高い人材配置がなされると期待できる。一方で、余剰人員になってしまう可能性はどう考えるか。複数事業者の共同によって期待される相乗効果という面では、あまり効果が見られない計画書となっているので、相乗効果を生み出す具体的方策を検討してほしい。</p> <p>○事業はこれまで通り財団職員が配置されることになっている。民間は管理運営のみ。事業の職員は「市民参画」事業や「社会包摂」事業に対するスキルをどの程度持っているのか。不明確である。事業について新しく取り組み直すという意気込みの割には、これまで通り市財団職員等でいいのか。民間の力は事業に反映されないのか。「適材適所」という点について再考頂きたい。</p>

<p>余裕があることで、経営基盤が安定しているか。</p> <p>④管理能力として、個人情報保護のための体制、研修体制が整っているか。また、業務記録簿、経理帳簿等を整備し、情報公開や監査請求に対し適切に対処できるか。</p>	<p>○事業計画からして、郷土文化部門を学芸員2名で担当するのは厳しい感じがする。業務の負荷が過大とならないように人員体制について配慮されたい。</p> <p>○安全対策について民間のノウハウが生かされることを期待する。</p> <p>○民間の事業体は経験値が高いということがよくわかり、また新型コロナ禍への対応も記されており、施設の管理能力の点では評価できる。</p> <p>○各社の現時点での財務状況について 企業の支払能力を測定する安全性分析の指標となる比率を見ると、概ね健全であると思われる。</p>
--	--

エ 事業計画書等の内容が、公の施設の管理に係る経費について、市が管理する場合に要するものと同程度以下で管理することができるものであるか。（手続条例第4条第3号）

評価内容	選定委員会の意見
<p>①団体の専門性を発揮することで、将来像の実現に向けた管理運営を行うにあたり、費用対効果が十分に期待できるものとなっているか。</p> <p>②適切な経費削減の取り組み姿勢があり、指定管理料の削減について等、公募による選定同様の競争を意識した提案となっているか。</p>	<p>○これまでの事業運営に比べて何が違い、その違いによってどの程度の効果が生まれると予想しているのか、わかりづらい。</p> <p>○コスト削減の「姿勢」は評価できる。ただし、指定管理料が前提にある施設経営である。その資産を最大限に使って「稼ぐ意識」が、あまり見られない。収益事業をもっと生み出していくことが重要である。</p> <p>○パルテノン多摩という施設を利用した収益向上施策はないのか。（例えば、寄付を募り、代わりに企業PRを手伝うなど）</p> <p>○多くの市民の目に触れる様々な備品や消耗品について企業とタイアップすることでそれらの購入費を抑制するなど、施設特性を踏まえた価値創造の可能性を模索しながら経費削減をされたい。</p> <p>○5年間の収支計画について、指定管理料の削減には繋がっていない。</p>

オ その他市長が認める事項（手続条例第4条第4号）

評価内容	主な意見
①団体の運営理念が、パルテノン多摩の理念・方針・目指すべき将来像に沿ったものとなっているか。	○従来の「創造・発信」「鑑賞」型から、「市民協働」「社会包摂」「まちづくり」等を掲げ、市民協働の推進を運営方策の軸にした事業への転換と、官民の共同事業体という新しい組織体制による積極的な経営方針を打ち出した、この提案は多摩市の10年後を見据えたものになるのではと基本的には評価する。
②再開館後の運営を意識した内容を含む提案となっているか。提案には、クリエイティブキャンパスの考え方を踏まえた、多摩センター地区の活性化に寄与することを意識した事業や、市民協働による事業展開を図る提案を含んでいるか。	○財団と民間企業が共同事業体として管理運営する新しい取り組みに期待する。 ○市民協働については、具体的提案が多く、期待できる。なおこれらは継続性をどう担保していくかが重要なポイントであり、共同体内部、多摩市、専門家と議論していく必要があると考える。こうした市民協働の場にも、きちんとした経営感覚が入ることを期待する。市民協働の名の下ではすべてサービスが無償、というのではなく、場合によってはそこで生まれる価値にきちんとした対価が発生する仕組みも必要である。
③多摩市立複合文化施設管理運営計画に沿った施設運営や文化事業に向けた計画が準備されているか。	○市民を巻き込んでのイベント、特に芸術アカデミーの案は評価できる。ただし、全体として説明が曖昧。商店街との地域連携でも具体的な取り組みが見えなかった。商店等地元事業者や地元芸術大学との連携に期待したい。「相模原市アートラボはしもと」などの取組みを参考にされたい。
④施設の将来像に向けての進捗を第三者が評価できるよう、施設運営や文化事業等に関する評価指標の導入が検討されているか。	○ワンチームになることが今後の展開の過程中でなされると回答があった点は、本来であれば、今後の取組みではなく、この場での提案時点で表れているべきであり、早急に組織化されたい。
⑤「新しい生活様式」等へ対応した提案となっているか。	○「多摩らしさ」「市民協働」といった方向性は評価できる。ただし、事業の具体的な中身を見ると「独創性」が薄いのではないかと感じる。「多摩らしさ」の提案がほしい
⑥提案した内容に、団体による独創性が反映されているか。	○将来像に向けた評価指標について、人口減少社会の中で、右肩上がりの目標数値が必ずしも妥当とは言えない状況となってきたので、計量的側面よりも定性的側面の評価指標の重要性も検討されたい。 ○「新しい生活様式」への対応について 今できる対策としては問題なし。また、構成団体のノウハウが生けると期待できる。 ○バックステージツアーやレジデントアーティストなど具体的なイメー

	<p>ジがあり、かつ独自のアイデアとして評価できる。</p> <p>○財団が民間事業者と組むことで期待される独創性が見られない点は、評価が低い。課題解決のための共同体編成であるべきであり、「収益事業の創出」や、「利用率の向上」、あるいは「サービスのさらなる拡充」のために、民間事業者のノウハウが生かされるべきである。</p>
--	--

添付資料

- 資料 1 多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会設置要綱
- 資料 2 多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者の審査手順

多摩市告示第310号

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会設置要綱を次のとおり定める。

令和2年6月30日

多摩市長 阿部裕行

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 多摩市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年多摩市規則第61号）第7条の規定に基づき、多摩市立複合文化施設等の指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行うため、多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場の指定管理者の候補者について、指定管理者の候補者の選定基準に基づき審査し、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するもの（以下「委員」という。）7人以内をもって構成する。

- (1) 多摩市立複合文化施設又は多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関し専門的な知識を有する者 5人以内
- (2) 公募による市民 二人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(除斥)

第7条 委員は、本人又は配偶者若しくは2親等以内の親族が多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場の指定管理者の候補者の代表者又は役員である場合は、その審査に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場の指定管理者の候補者と個別に接触をしてはならない。

(会議の非公開及び会議録の作成)

第9条 委員会の会議は、公開しない。

2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

3 会議録は、審査結果を市長に報告した後、公開する。ただし、多摩市情報公開条例（平成12年多摩市条例第53号）第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、その該当する部分に限り、非公開とする。

(関係者の出席)

第10条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会に関する庶務は、くらしと文化部文化・生涯学習推進課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

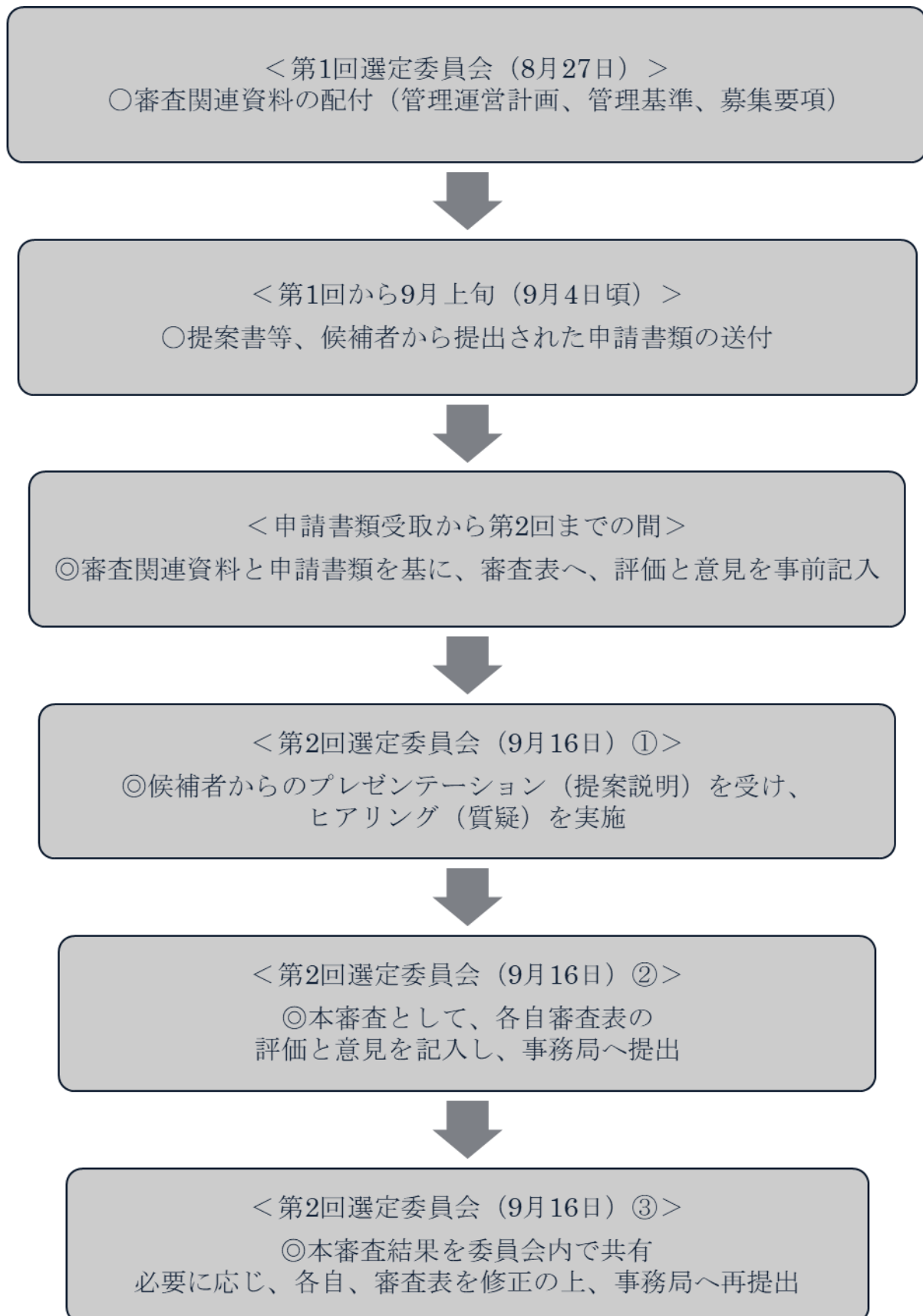
附 則

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者の審査手順

凡例：◎委員による作業 ○事務局側の作業





< 第2回から9月下旬（9月18日頃） >

○審議結果報告（案）作成および委員へ送付（メール、郵送）



< 審議結果報告（案）受取から9月25日までの間 >

◎審議結果報告（案）に意見がある場合、郵送・メールで提出
※意見がない場合もその旨をご報告ください



< 審議結果報告（案）に対する委員意見受取から9月下旬（9月29日頃） >

○審議結果報告（確定）作成および委員へ送付（郵送）